

4月8日（月）

企業の衛生委員会における産業医の「衛生講話」

第1回：オリエンテーション：企業の衛生委員会とは

社内の（安全）衛生に関する計画や報告を審議する場

年間活動計画の審議については、骨子を事業者側で作成し、委員会で承認するスタイルが多いようです。その際、「**衛生委員会の議事録**」は毎回作らなければなりません。

そして、衛生委員会では下記のような内容を優先順位にしたがって報告、審議していきます。

- 災害報告（労災発生事例の共有）
- 職場のヒヤリハット事例報告
- ケガや病気の報告
- 休職者の報告
- 前回の指摘からの改善報告
- 長時間労働の状況の報告と対応についての協議
- 健康診断実施状況や結果の報告、共有

- ストレスチェック実施計画の審議
- ストレスチェックの実施状況や組織分析結果の報告
- 前回の指摘からの改善報告
- 産業医からの**衛生講話**※（5分～10分程度）

産業医からの**衛生講話**とは、

産業医が、健康管理や衛生管理を目的に、社員に向けて実施する研修のことです。

これは、企業の希望に応じて行うもので、頻度・開催方法などが法に定められているものではなく、

健康教育の一環として企業・組織の自発的な要望により開催されるものです。

一般的に、衛生委員会があくまで企業主導で行うべきものです。

産業医が年間スケジュールや、議事録の作成などを行う必要はありません。

ただし、**何もしない産業医**は、俗に「**名義貸し産業医**」と呼ばれます。

わたしは、議事録に目をして確認し、コメント欄に記載して、記名捺印をさせていただいています。

企業の都合で、そのような形ばかりの産業医の登録が、労基署に指摘されれば

安全配慮義務違反に問われる可能性もあります。

基本的には企業が安全衛生委員会を開催し、産業医は議題についてアドバイスや意見を述べる立場となります。